

(趣旨)

第1条 この規則は、[玉名市民会館条例\(平成17年条例第16号。以下「条例」という。\)](#)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の申請)

第2条 玉名市民会館(以下「会館」という。)を使用しようとする者又は許可された事項を変更しようとする者(以下「申請者等」という。)は、玉名市民会館ホール使用申請書(大ホール)([様式第1号](#))、玉名市民会館ホール使用申請書(マルチホール)([様式第2号](#))又は玉名市民会館会議室等使用申請書([様式第3号](#))を玉名市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出しなければならない。

2 申請者等は、[前項](#)に規定する申請書を[次の各号](#)に掲げる施設又は設備の区分に応じ、[当該各号](#)に定める期間内に教育委員会に提出しなければならない。

(1) 大ホール、マルチホール、練習スタジオ(大ホール又はマルチホールと併せて使用する場合に限る。)、大楽屋、中楽屋又は小楽屋 使用しようとする日(以下「使用日」という。)の1年前から7日前まで

(2) 練習スタジオ([前号](#)に該当する場合を除く。) 使用日の1月前から3日前まで

(3) 第1会議室、第2会議室、第3会議室、第4会議室、第5会議室又は和室 使用日の1年前から当該使用日まで

3 教育委員会は、[前項](#)の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、[同項各号](#)に定める期間を変更することができる。

(使用許可書の交付)

第3条 教育委員会は、[前条第1項](#)の規定による申請に基づき許可するときは、玉名市民会館使用許可書([様式第4号](#))を申請者等に交付するものとする。

(使用許可の順位)

第4条 使用申請する日時が同時である場合の使用許可順位は、申請の順位によるものとする。

(使用時間)

第5条 使用時間は、実際に使用する時間のほか、その準備及び設備等を原状に回復するために要する時間を含めたものとする。ただし、冷暖房に要する準備時間については、この限りでない。

(使用料)

第6条 [条例別表第2の1](#)区分ごとの使用料として規則で定める額は、[別表](#)のとおりとする。

2 [前項](#)の使用料を計算するに当たっては、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで及び午後6時から午後10時までの使用にあつては1区分、午前9時から午後5時まで及び午後1時から午後10時までの使用にあつては2区分、午前9時から午後10時までの使用にあつては3区分とする。

(使用取消しの手続)

第7条 会館の使用許可を取り消そうとする者は、玉名市民会館使用取消届([様式第5号](#))を教育委員会に提出しなければならない。

(使用料の減免)

第8条 [条例第10条](#)の規定により減免の措置を受けようとする者は、玉名市民会館使用料減免申請書([様式第6号](#))により市長に申請しなければならない。

2 [条例第10条](#)の規定による減免の基準は、[次の各号](#)に掲げる場合の区分に応じ、[当該各号](#)に定める額とする。

(1) 災害その他の緊急事態発生のため、応急施設として臨時に使用させる場合 100分の100

(2) [前号](#)に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める場合 市長が定める額

(使用料の還付)

第9条 [条例第11条ただし書各号](#)のいずれかに該当するときは、玉名市民会館使用許可取消通知書([様式第7号](#))により使用の許可を取り消された者に対し、それぞれ次に定める額を還付する。

(1) 天災地変その他使用者の責めに帰し得ない事由により使用できなくなったとき、又は市若しくは教育委員会の都合で使用許可を取り消したときは、未使用期間につき100分の100

(2) 使用の取消しを5日前までに申し出た場合は、100分の60

(3) [前2号](#)に定めるもののほか、特別の考慮を必要とするものについては、市長が別に定める。

(会館の毀損及び滅失の届出)

第10条 使用者は、会館を毀損し、又は滅失したときは、直ちにその理由を記載し、玉名市民会館毀損(滅失)届([様式第8号](#))を教育委員会に提出しなければならない。

(指定管理者に管理を行わせる場合の読替規定)

第11条 [条例第12条第1項](#)の規定により会館の管理を指定管理者に行わせる場合は、[第2条第1項](#)中「玉名市民会館ホール使用申請書(大ホール)(様式第1号)、玉名市民会館ホール使用申請書(マルチホール)(様式第

2号)又は玉名市民会館会議室等使用申請書(様式第3号)を玉名市教育委員会(以下「教育委員会」という。)とあるのは「指定管理者が定める申請書を指定管理者」と、[同条第2項](#)及び[第3項](#)中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、[第3条](#)中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、「玉名市民会館使用許可書(様式第4号)」とあるのは「当該指定管理者が定める許可書」と、[第7条](#)中「玉名市民会館使用取消届(様式第5号)を教育委員会」とあり、及び[前条](#)中「玉名市民会館毀損(滅失)届(様式第8号)を教育委員会」とあるのは「指定管理者が定める届を指定管理者」と読み替えるものとする。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別表(第6条関係)

(単位 円)

	器具名	単位	金額			
			大ホール	マルチホール	練習スタジオ	会議室
音響器具	拡声装置	一式	3,300	2,200	1,100	550
	ワイヤレスマイク	1本	1,100	1,100	—	330
	ダイナミックマイク	1本	330	330	330	—
	コンデンサーマイク	1本	660	—	—	—
	三点つりマイクロホン	一式	1,650	—	—	—
	MD/CD プレーヤー	1台	660	—	—	—
	CF/CD レコーダー(SD 対応)	1台	660	660	660	—
	映像再生装置	一式	880	—	—	—
	ビデオプロジェクター	1台	8,800	6,600	—	—
	マイクスタンド	1本	220	220	220	—
	移動型スピーカー	1台	1,100	1,100	—	—
	PA 卓持込み	1台	1,100	550	—	—
	音響効果機器	1台	660	660	660	—
照明器具	天井反射板ライト	一式	1,650	—	—	—
	サスペンションライト	1列	1,100	880	—	—
	ホリゾンライト	1列	2,200	—	—	—
	シーリングスポットライト	1台	330	330	—	—
	フロントサイドライト	1台	330	—	—	—
	プロセニウムサスペンションライト	1台	330	330	—	—
	ピンスポットライト	1台	2,200	1,100	—	—
	ボーダーライト	1列	1,100	—	—	—
	トーマンタルスポットライト	1台	330	—	—	—
	ギャラリーサイドライト	1台	—	330	—	—
	ストリップライト	1台	440	—	—	—
	スポットライト	1台	330	330	—	—
	スタンド類	1台	220	220	—	—
	アクセサリ類(タネ板)	1枚	220	220	—	—
	照明効果機器	1台	660	660	—	—
舞台器具等	スクリーン	1幕	1,320	—	—	550
	大黒幕	1幕	660	—	—	—
	暗転幕	1幕	1,100	—	—	—
	ホリゾン幕	1幕	660	—	—	—
	引割幕・袖幕	1幕	660	—	—	—
	引割幕・袖幕(掛替え)	1幕	2,200	—	—	—
	バトン	1本	220	220	—	—
	音響反射板	一式	6,600	—	—	—
	所作台	一式	5,500	—	—	—
	所作台	1台	220	—	—	—
	松羽目(ドロップ式)	一式	1,320	—	—	—
竹羽目(付属品付)	一式	1,320	—	—	—	

様式第3号(第2条関係)

年 月 日

玉名市教育委員会 様

申請者 住 所
氏 名
連絡先

玉名市民会館会議室等使用申請書

玉名市民会館条例及び同条例施行規則を承諾の上、次のとおり申請します。

なお、紛失、盗難、焼失等あらゆる損害を生じても、貴会館に損害賠償等の要求はいたしません。

主催者の氏名 (団体名)			使用年月日			
入場予定人員			使用目的			
区 分	予 定			決 定		
	使用時間		使用料	使用時間		使用料
	自時分	至時分		自時分	至時分	
第1会議室						
第2会議室						
第3会議室						
第4会議室						
第5会議室						
和 室						
マイク使用						
スクリーン						
簡易ステージ						
冷暖房使用						
電気器具持込						
合 計						
許可年月日	年 月 日		年 月 日			
許可番号	第 号		第 号			

※ 太線の枠内(使用料の欄を除く。)を記入してください。

様式第4号(第3条関係)

第 号
年 月 日

様

玉名市教育委員会



玉名市民会館使用許可書

次のとおり使用を許可します。

主催者の 住所・氏名	
使用目的	
使用条件	
使用日時	
使用室	
使用施設器具	
特殊器具	
備考	

【使用上の注意】

- 1 玉名市民会館条例及び同施行規則を厳守し、係員の指示に従うこと。
- 2 許可なく使用許可以外の施設等を使用しないこと。
- 3 施設、設備等を損傷し、又は汚損したときは、速やかに係員に報告しその指示に従うこと。
- 4 許可なく壁、柱等に張紙、釘打ち等しないこと。
- 5 火災予防については、万全の措置をとること。
- 6 使用時間を厳守し、使用後は直ちに整理、清掃し原状に復すこと。
- 7 使用時間には、準備及び後片付けの時間も含む。

様式第5号(第7条関係)

年 月 日

玉名市教育委員会 様

申請者 住 所
氏 名

印

玉名市民会館使用取消届

次のとおり市民会館の使用を取り消したく届け出ます。

許可番号年月日	第 号	年 月 日	
使 用 日 時			
使用を取り消そうとする施設器具			
使用を取り消そうとする理由			
※既納の使用料	円	※施行規則第9条 第 号による還 付額	円

注意 ※印の箇所は、記入しないこと。

様式第 6 号 (第 8 条関係)

年 月 日

玉名市長 様

申請者 住 所
氏 名

㊟

玉名市民会館使用料減免申請書

玉名市民会館条例施行規則第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり使用料の減免を申請します。

施 設 区 分	
使 用 者 住 所	
使 用 者 氏 名	
使 用 日 時	
使 用 目 的	
申 請 理 由	
備 考	
※(A) 使 用 料	円
※(B) 減 免 額	円
※(A - B) 差 額	円
※減額又は免除に決定した理由	

注意 ※印の箇所は記入しないこと。

様式第7号(第9条関係)

第 号
年 月 日

様

玉名市教育委員会 

玉名市民会館使用許可取消通知書

玉名市民会館使用許可第 号を交付しましたが、次のとおりその使用を取り消しますので通知します。

使用を取り消す日時			
使用を取り消す 施設器具			
使用を取り消す理由			
既納の使用料	円	調定額異動	年 月 日
施行規則第9条 第 号による還付		還付番号	第 号

様式第8号(第10条関係)

年 月 日

玉名市教育委員会 様

申請者 住 所
氏 名

印

玉名市民会館毀損(滅失)届

次のとおり毀損(滅失)しましたので届け出ます。

つきましては、玉名市民会館条例第22条の規定に基づき弁償します。

毀 損 (滅 失) 箇 所	数 量	毀 損 (滅 失) の 内 容